

平成21年第6回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年7月6日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年7月6日
2. 閉 会 平成21年7月6日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
3番	青 木 照 夫	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

な し

平成21年第6回西会津町議会臨時会会議録

平成21年7月6日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口	博 續	経済振興課長	新田	新 也
副 町 長	薄	友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川	文 男
総務税政課長	伊藤	要一郎	教育委員長	佐藤	晃
まちづくり政策室長	成田	信 幸	教 育 長	長谷川	隆 夫
町民情報課長	大竹	享	教 育 課 長	高橋	謙 一
健康福祉課長	藤田	潤 一			

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤	健 一	議会事務局主査	齋藤	正 利
--------	----	-----	---------	----	-----

第6回議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年7月6日 午前10時開議

開 会

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員会委員の選任
(委員長、副委員長の選任)
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任
(委員長、副委員長の選任)
- 日程第5 議会広報特別委員会委員の選任
(委員長、副委員長の選任)
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 議案第1号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第3次）の専決処
分の承認について
- 日程第9 議案第2号 野沢小学校校舎及び体育館耐震補強（建築主体）工事請負契
約の変更契約について
- 日程第10 議案第3号 地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁（下部工）
工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第4号 財産の取得（中型バス）について
- 日程第12 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

閉 会

(全員協議会)

(議員互助会総会)

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会……[議 員 控 室] (第 1 会議室)

○経済常任委員会……[議会委員会室]

○議長　ただいまから、平成 21 年第 6 回西会津町議会臨時会を開会します。

(1 0 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長　報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、5 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、渡部昌君、7 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 7 月 6 日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 7 月 6 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条の規定によってお手元に配りました名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

続いて、常任委員会委員長、副委員長の選任を行います。

常任委員会委員長、副委員長の選任については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定によって、委員会において互選することとなっています。

また、委員長、副委員長共がないときの互選に関する職務は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、年長の委員が行うこととなっています。

なお、議会運営委員会委員 3 名についても、各委員会から選任することとなっていますので、併せて選任方お願いします。

加えて議会広報特別委員会委員 2 名についても、各委員会から選任することとなってい

ますので、併せて選任方をお願いします。

委員会は、1時間以内で、終了するようご協力お願いいたします。

互選が終わり次第その結果を議長へ報告願います。

それでは、委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、議員控室（第1会議室）、経済常任委員会、議会委員会室であります。

暫時休議します。（10時04分）

○議長 再開します。（11時07分）

ただいま、各常任委員会から委員長、副委員長の互選の結果報告がありましたので、申し上げます。

総務常任委員会委員長に渡部昌君、副委員長に青木照夫君、経済常任委員会委員長に長谷川徳喜君、副委員長に清野佐一君、以上のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、渡部昌君、清野邦夫君、清野興一君、総務常任委員会です。清野佐一君、長谷沼清吉君、長谷川徳喜君、経済常任委員会、以上の諸君を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に渡部昌君、清野興一君、長谷沼清吉君、清野邦夫君、清野佐一君、長谷川徳喜君を選任することに決定しました。

続いて議会運営委員会委員長、副委員長の選任を行ってください。

暫時休議します。（11時09分）

○議長 再開します。（11時30分）

ただいま、議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の結果報告がありましたので申し上げます。

議会運営委員会委員長に清野邦夫君、副委員長に長谷沼清吉君、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

日程第5、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報特別委員会の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、多賀剛君、青木照夫君、総務常任委員会、目黒一君、荒海清隆君、経済常任委員会、武藤道廣君、副議長を議会広報特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員に多賀剛君、青木照夫君、目黒一君、荒海清隆君、武藤道廣君を選任することに決定しました。

続いて、議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任を行ってください。

暫時休議にします。(11時32分)

○議長 再開します。(12時02分)

ただいま、議会広報特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の結果報告がありましたので申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に荒海清隆君、副委員長に青木照夫君、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

暫時休議にします。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、議案第1号、平成21年度に一般会計補正予算(第3次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第3次)の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、ただいま町長が提案理由でご説明申し上げたとおりであります。去る6月16日に町議会議員1名が辞職したことに伴い、公職選挙法第113条第3項の規定に基づき、きたる7月12日執行の町長選挙と同時に町議会議員補欠選挙を執行する必要が生じたことから、当該補欠選挙の執行に必要な経費について、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年6月18日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の一般会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億209千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1,696千円の増であります。補欠選挙執行にかかる全経費について、財政調整基金を充当するものであります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。2款総務費、4項5目町議会議員補欠選挙費 1,696千円の新規計上です。その内容であります。選挙立会人報酬、選挙用消耗品費、郵便料、ポスター掲示板設置撤去委託料、公職選挙運動用通常はがき取扱費など、補欠選挙にかかる一切の経費でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第3次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第3次）の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第9、議案第2号、野沢小学校校舎及び体育館耐震補強（建築主体）工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第2号、野沢小学校校舎及び体育館耐震補強（建築主体）工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

お手元に議案の説明資料を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

町長の提案理由説明でも申し上げましたように、本工事につきましては、本年5月の議会臨時会におきまして請負契約締結のご議決をいただいたところでありまして、5月の下旬より工事の本格着手をし、鋭意工事を進めているところであります。

ご承知のとおり、本工事につきましては、入札の結果、設計額の66.7%の額で落札がされたところでありまして、多額の入札差金が生じたところであります。

当初設計では、耐震補強に係る工事と耐震補強工事実施に際し、支障となる部分の補修工事に限定し、設計計上していたところでありましたが、県との協議の結果、その他の改修工事についても、一定程度まで補助対象事業として認められるとのことでありましたことから、この入札差金を有効に活用し、施設をリニューアルする工事を追加し、増額変更をすることといたしました。

変更により追加します主な工種であります。まず校舎工事でありましては、1つとし

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配布してございますので、ご覧いただきたいと思います。

町長の提案理由説明にもありましたように、本工事は町縦貫道路として位置付け、町が整備を進めている町道野沢柴崎線に設置する橋梁の下部工工事であります。

野沢柴崎線には、橋立1号から3号橋、それに橋屋橋と全部で4つの橋梁整備を計画しております。本橋梁は、なぎの平側から2つ目の橋梁であり、準用河川井谷川に架設されます橋立2号橋でありまして、橋長が93m、幅員は全幅が9.2m、有効幅員は8mでございまして、橋梁にカーブがついておりますことから、中間に橋脚2基を設置しまして、3経間の橋梁で整備することといたしました。本工事は、これら橋台2基と橋脚2基の一式工事であります。

簡単に側面図、図面で説明させていただきます。図面の左側が柴崎側、右岸でありまして、A1橋台です。基礎地盤が岩盤であることから、直接基礎で高さ13mの逆T式橋台を設置します。Tの字を逆にしたような形になっていると思います。俗に逆T式橋台と呼んでおります。

次がP1橋脚です。直径6m、高さ13mの大口経深礎杭を設置しまして、高さ12.1mの橋脚を建造します。

次が、P2橋脚です。P1同様に直径6m、高さ12mの大口経深礎杭を設置しまして、高さ19.6mの橋脚を建造します。一番右側、戸中側・左岸に設置するのがA2橋台です。直径1.2m、高さ5.5m場所打ち杭6本を設置して支持力を確保し、高さ8.4mの逆T式橋台を設置することになります。

本工事は、本年度に新設された国土交通省の所管の「地域活力基盤創造交付金」を活用し整備を行いますことから、年度当初から実施設計の調製作業等、工事発注に向けての作業を鋭意進めるとともに、交付金の申請等の事務手続を行って参りましたが、これら作業が終了し国の認可を得ましたことから、このたび入札を執行したところでございます。

本工事につきましては、一般土木工事に該当する工事ではありますが、予定価格が1億2千万円を超える大型事業でありますことから、町内業者のみを指名しての入札執行が不可能でありますことから、条件付一般競争入札を導入したほか、総合評価方式入札も併用した入札を執行し、発注業者の決定を行ったところであります。

総合評価方式入札は、公共工事が減少する中で、価格競争が激化し低価格入札が大幅に増加し、結果、手抜き工事、下請けへのしわ寄せ、安全対策の手抜きなどの弊害が発生していることから、国においては平成16年度から、県においては平成19年度から導入が図られ、比較的大規模な工事に導入されている入札方式でありまして、単に入札価格が安い、高いのみで落札業者を決定することなく、技術力や地域への貢献度などの評価を加え、落札業者を決定する制度であります。市町村に対しても、早期導入の要請がなされていることもあり、今次の入札に導入を図ったところであります。

本工事の入札にあたり、町が付した入札参加の条件は、町の有資格業者名簿の一般土木工事に登録され、かつ建設業法の土木工事業の許可を得ている者であること。県の一般土木工事Aランクで登録されること。喜多方及び会津若松建設事務所管内に本社、支社又は営業所を有する業者であること。過去10年間において官公庁発注の深礎杭工事及び橋梁

下部工工事を1件以上元請で受注した実績があること、など9項目でございます。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、入札結果に記載の6社でありました。

去る7月1日に執行しました入札書の開札会の結果、評価値が1番高くなった業者は「株式会社海老名建設」であり、その価格は9,560万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額478万円を加えた合計額1億38万円を契約金として、7月2日付、同社代表取締役小柴芳郎氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の工期は平成22年3月25日であります。

これをもちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいますと、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今課長からいろいろ説明があったわけですが、その中でですね、書いてあるとおり、条件付一般競争入札、総合評価方式、これはいろいろ10年間の中で手抜き工事があったとかなかったとか、実績が云々と言っておられましたけれども、いわゆるそれに該当した業者とあとは付け加えてあるわけでありましたが、町の業者の中で2社が入っていると、その他の業者には入札に参加するだけの資格がなかったのか、それとも業者そのものが参加しなかったのか、そしてその総合評価方式、県の条件がこうだ、国の何がこうだのおっしゃっておりましたが、もっと具体的にこの入札に参加できるできないの業者の設定と申しますか、今後のそういう入札もあろうわけで、その辺を詳しく分かりやすく説明をしてもらいたいと思います。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　ではお答えします。まず1点目でございますが、今回の入札の要件、先ほどいろいろと読み上げさせていただきました。まず今回予定価格1億2,000万円というようなこととなります。町でも一般土木のできる業者につきましては、十数社ございます。町でも工事の大きさによりましてランク分けをしております、Aランク業者、Bランク業者、Cランク業者、Dランク業者と4段階に業者のランクを決定しております。今回1億を超える事業ということで、町の基準からしましても、Aランクの業者でないと入札に参加できないというようになります。町のAランク業者は2社でございます、2社だけでは入札ができないということで、常々町で発注できるものは町でというような形をとってきたわけですが、今回は一般土木工事にありまして町だけでは入札ができないということで、喜多方建設事務所、会津若松建設事務所管内まで範囲を広げまして入札を執行したということでございます。いろいろ条件を付けておまして、入札の公告をするわけですが、ホームページで掲載をしまして、それを見ながら自分がこの要件にはまっていると、当てはまるというような業者につきましては、入札参加の申し込みをすることができるというようになります。入札参加申し込みを出してきましても、町で一応チェックをさせていただきますので、その段階で条件が合わないという業者は

参加できないという形をとりながらやっていると、それが条件付入札でございます。

そこに今回は、総合評価というような形を入れさせていただきました。先ほど説明の中でも申し上げましたように、従来の入札は価格が低い業者がおのずから落札というような形になりますが、総合評価方式につきましては、先ほど申し上げましたように施工能力そういったこと、それから過去の工事成績、それから優良工事表彰をもらったことがあるとか、そういった技術的な評価も行います。さらには、地域貢献度ということで、地元、西会津町にどれだけ貢献している業者かというようなことで、まず西会津町に本店、支店がある場合とか、それから西会津町でボランティア活動をやっているとか、西会津町に消防団員を受け入れてくれているとか、それから除雪作業とか、維持補修とか、俗にあまり割のいい仕事でないそういった作業についても普段から協力してくれているかと、そういったことも評価の対象に加えているということでもあります。それら、工事金額、評価は点数でつけるわけでありましたが、それを点数にしまして点数で表してその点数の高いところから落札が決まるということでもあります。入札結果表をご覧いただければお分かりのとおり、評価値というのが一番左側に出てまいります。入札額は右の欄であります。必ずしも金額が安ければこの上のランクになるというのではなくて、2番札と3番札をご覧いただければお分かりのとおり、2番の業者の方が、金額は3番の業者より高いわけですが、点数は高くなると、そういった逆転現象が起きてくる可能性もあるというそういった方式での入札でございます。こういった入札を導入することによって、今まで町に貢献してくれた業者を優遇するということもありますし、施工能力のない業者は排除できるとそういった形での入札をしているということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今その説明の中では、町に貢献しているとか、そしていろんな今までの過程を調査と申しますか、しまして該当者を選んだようにも聞こえるわけですがけれども、それともう1つは、西会津ですね、業者が2社あがっております。このたび落札した海老名建設とですね、飯豊建設と西会津でございますが、その他の業者は、こういう何と申しますか、仕事に対しての技術能力ですとか、そしていろんな条件がそろっていなかったのか、そしてこの業者Aランクと申されましたけれども、Aランクはこの2社だけであるのか、どうなのか、その辺をもう一度説明をしてください。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 再質問にお答えいたします。町には今回の工事1億2,000万円ほどの予定価格であったわけでありましたが、それを発注できる、入札に参加できる業者はAランク業者2社しかございませんでした。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 参考資料に設計図が添付されておりますが、これに設計したのがどこかというのが書いていないのですが、設計屋さんは別個に設計をしたのか、それとも施工業者が設計をしたのか。指名を受けた業者がそれぞれが独自の設計に基づいて、入札金額を決めたのかね、この参考資料として配られた設計図によって積算したのかそれはどちらですか。それと今、業者の評価値ということをちょっと説明されましたが、この評価値についてど

ういうことで、例えば入札額の評価値というのは、ずっと1年間なら1年間、決まった評価値なのか、あとこれは西会津の入札額、ただいまのこの3号橋での、入札額の結果で評価をした額としてみていいのか、その辺がよく分からないのです。では、いったい評価値というのは、誰がどの時点で決めるのか、その点についても説明してください。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 それではご質問をお答えいたします。

まず1点目、設計はどのようにという話でございました。設計は昨年度に実施設計の委託業務、これは民間会社でございまして、東コンサルタントという業者が落札をして設計を行っております。今回発注するにあたりましては、そのデータを基にですね、実施設計は町の職員が行なっております、実施設計書を作りました。その設計書を基にしまして、予定価格というのを出すわけでございまして、それが設計書になるわけでございまして、それを基準にして業者は町の設計書なり、切抜設計書なりを示しまして、それによって見積りをして入札をするというようなこととなります。したがって、この説明資料は委託した業者が作成した図面でございまして、これは代表的な図面でございまして、30枚、40枚という枚数がございます。それらを入札するにあたりましては、金を抜いた設計書とこういった図面を提示して見積りをしていただくと、それで価格の競争をしていただくというようなこととなります。

2点目につきましては、総合評価方式の入札についてでございます。総合評価方式入札は先ほども申し上げましたように国なり、県なりでは、もう既に始まっております、方式は多少いろいろな、やり方は異なるわけではありますが、西会津町でも今回行ったということでございます。これにつきましては評価値という形で、今回入札額の脇に示されておりますが、これは今回の入札にあたっての評価値でございまして、これが固定するものではございません。先ほども申し上げましたように、今回につきましては、このような評価をして、入札を決定しますというのをあらかじめ入札公告の中に示します。それで業者は、これにあてはまる部分は、この加算点をいただけるなというようなことを、自分の加算点を確認して入札に望むというような形になるのかなというふうに思います。このやり方がありますが、先ほども言いましたように企業の技術力を評価する部分が、全体の、10点満点ですが、5点でございます。施工能力という部分と工事成績、それから優良工事表彰をもらったことがあるかどうか、それを全部クリアしていれば5点となります。それから大きく分けますと2番目が、地域に対する貢献度ということでありまして、西会津町に本店、支店、営業所がある業者、それから地域経済への貢献度ということで過去5年間に西会津町で工事成績があるかどうかと、それから3つ目としましては、ボランティアか、もしくは消防団員を認めるような取り組みをしているかというようなことが、評価の1点にございます。それから除雪、維持補修業務をやっているかというようなこと。これは西会津町においてというようになります。それから災害時の出動、そういった災害時の応急活動、そういったことに協力していただいている業者かというようなことを、それも5点ということで合わせて10点の中でどれだけの点数があるかとその点数を入札額と係数にしまして、最終的には入札額と係数をかけましてこの評価値という形で、最終的には計数として出てくるというようなこととなります。今回の入札にあたっては、その金額を加味してや

った評価値が入札結果の評価値という値でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 だいたい分かりました。2点目の質問のうちで、この評価値というのは町が評価をした値だと、そういうことでの理解でいいですね。そうすると、今説明あったようにどうしても町うちの業者というのは、評価値は有利になるとそういう特徴がありますね。はい、分かりました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁(下部工)工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁(下部工)工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第4号、財産の取得(中型バス)についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第4号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、町では平成14年度から町民生活の利便性の確保を図るため、町内全域に町民バスを運行しているところでありますが、運行開始から7年を経過し、運行距離も40万kmを超え、車両の老朽化が進んできたことから、輸送の安全を確保するため、本年度より計画的に更新を行っていくことにしております。

今般、本年度更新車両にかかる地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の交付内示がありましたことから、中型バス1台の購入をするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

1の取得する財産及び数量であります。2の取得の方法は売買であります。去る7月1日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、株式会社平和総合企業、福島いすゞ自動車株式会社会津店、有限会社渡部泉商店野沢自動車工業、福島日野自動車株式会社、有限会社相原モータース、有限会社斎藤オート、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店の7社であります。

入札の結果、株式会社平和総合企業代表取締役鈴木等氏が1,538万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,614万9千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は本年11月30日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今総務課長から中型バスの購入のいわゆる落札者の金額が提示されたわけですが、私は 1,800 万円とですね 1,500 万円、こっちは右のほう、300 万円とかなんとか別にこうして消費税を含まない金額で、おおよそ 300 万円の違いがあるわけですよ。そうすると、いくら中型バスといえども、30 万円ではなく、300 万円といたしますとやはり一般庶民からみればですよ、大きな金額になるわけですよ。したがって、なぜ私がこの質問をするかといいますと、こういう着ている衣類とか食べ物だったらですね、これはスーパーに行って安いほうに手を出すでしょう。これが普通の人買い方ですよ。がしかしこのバスというのはですね、この町民を乗せた人命に関わるものですから、なぜ同じバス 1 台で 300 万円も違うのか、これざっと見ますとですね、上のほうは福島いすゞ自動車とか、下のほうは三菱ふそうトラック、こうなっておりますけれども、ただ町としては価格の安いほうを落札したようにこう思われるんですけども、300 万円も違うということではですね、内容的に何か違うのではないかと私が思うのは当たり前でしょ。そういう面でのいわゆる車種、そして機能、そうした点検機能がなされての入札なのか、ただ安いから落札したのか、これはどうなんですか。説明してください。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ただいまご質問ありました入札の価格で、最高と最低で 300 万円ほどの開きがあるということでございますけれども、まず、発注にあたりましては町のほうから事細かに規定しました中型バス購入にかかります仕様書というものを作成しております。ここには車両の想定する車種だとか、それからエンジン関係、安全面、それから乗り降りするドアだとか、窓だとかそういった細かく規定しましてこれを利用する町民の皆さんの安全がきちんと図られるようにということで仕様書を作成して、それを入札される皆さんに示して応札をしていただいているということでございます。入札した金額に開きがあるということでございますけれども、これは今回想定しましたバスの車種については、指名の業者にもありますけれども、いすゞとそれから日野、三菱ということで 3 つの車種を想定したわけでございますけれども、それぞれいろいろな分野で得意、不得意というものがあろうかと思えます。落札した業者のかたにつきましては、いろんな努力をされてこの金額をだしてきたと思えますけれども、金額が安いからといって町民の皆さんの安全が損なわれるということではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長　11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　総務課長の説明はですね、いろんな、調査というかなんか分からないですけども、それだけのですね、私さっき申し上げたとおり、1 台 300 万円の差があるといえますのはですね、どっか違うのではないかと疑問持つのは普通でしょ。購入側の町側で

あなたがたはですね、中身をもって、例えば専門的な知識、そういうかたがいるんですか。ただ業者の説明でもって、今この時代ですからね、乗って1年、2年でダメなものはないですよ。がしかし、1台で300万でしょ、これ必ずどこかに何かあるんじゃないかと思うんですよ。そういう専門的な知識もなく、ただ相手の努力っていったって300万の努力どうやってだすんですか。そういうことを思ったときにもっと専門的な知識のあるそういうかたが、よくあなたがたがいうコンサルタントかなんか知らないけれども、そういう過程を経ているのかどうか、あなたがたの買う側の、町側だけの判断でそういう結果になったのか。今までのその経緯、またこれから毎年車の購入もありますし、きちっとしておかないと非常に私疑問に思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほども申し上げましたように、このバスの購入にあたりましては、非常に詳しい仕様書を作成して提示をしております。議員おただしのように、我々こういったバスについてこと細かな専門的知識は確かにありません。そのためにこれを運行しております会津乗合自動車、いわゆる会津バスがこのバスの運行を受託しておるわけでございますけれども、会津バスの専門のかたがたにこの仕様書をこと細かにチェックをしていただきまして、この内容であれば間違いはないということで入札に付しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今あなたがおっしゃったとおりですね、会津バス云々の技術的なアドバイスもあって、購入したとこういう答弁でございますが、これはやはりですね、今後の課題としましてもですよ、やはりこれバス1台300万円違うということは、私は納得しようとしたってしようがない。したがってこうこうわけで同じような、何と申しますか、車種でもって、どこでどんなふうにしたのか、1,500万円いらぬから、1,800万円で買えないでしょう。だからそういうことがありますし、だから本当に使う側になってですね、なんか物を購入するっていったって、私どもだってそうでしょう。品物が良いのか悪いのか、ただ安い高いじゃなくてですよ、真剣に吟味して買いますよ。これからもですね、十分内容を検討してね、こんな300万円も違うんですから、そういう後でおとっとなんていうことないように、ぜひ努力してもらいたい。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほど来申し上げておりますように、この購入にあたっての仕様と申しますのは、全業者の皆さんにお示しして納めていただくのは、まったく同じ物の内容で納めていただくということでありますので、今回結果的に安い物を購入するわけでございますけれども、単に安いからこれを買うということではなくて、いろんな購入の仕様を付して同一条件で入札を付した中で、最低価格のかたに落札したということでありますので、300万の差があつて安全が守られるのかというようなお考えもあろうかと思っておりますけれども、皆さんに同じ内容で示して、その内容で納めていただくということでありますので、誰が納めても同じ内容で納品されるということでありますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 参考までにお聞きするんですけど、今全部シートベルトを着用になったので、シートベルトは全席付けるような発注をしたんでしょうねということと、それからステップがね、従来のバスですと乗降するステップがちょっと高くてお年寄り或いは体の悪い人はかなり苦勞しているようではありますが、ローステップなんていうバスも今走っていますけれど、そういうような条件は付されたのかどうか。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目のシートベルトの関係でございますが、これは定員の中です、立ち席の定員の部分もありますので、通常の座席の部分についてはシートベルトでございますけれども、立ち席ですと握りの棒になりますので、その点をご理解をいただきたいと思ひます。

それから2点目のステップでございますが、今回議員おただしのようにこれまで乗り降りが大変だというような声もございましたので、今まではそういうのはなかったんですけども、今回初めて補助用のステップというものを設置いたしましてドアが開いた時に自動的に補助のステップが出るというような、そういった装備も行ったということでもありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、財産の取得(中型バス)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、財産の取得(中型バス)については、原案のとおり可決されました。

資料配布のため、暫時休議します。(14時00分)

○議長 再開します。(14時05分)

日程第12、議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、長谷沼清吉君の退場を求めます。

本案についての説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議会議員のうちから選任される監査委員として長谷沼清吉議員を適任者として認め、選任したいので、議会の同意を申し上げる次第であります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑討論を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。
これから、議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

○町長 第6回臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会におきましては、各常任委員会の構成を構築する作業が行われ、新しい常任委員会が発足することになりました。正に人心一新、西会津町まちづくり基本条例のごとく町民が主役の町政がなされ、立案の段階から町民が参加し、町民・議会・行政が情報を共有し、協働によるまちづくりが実践されますように期待を申し上げる次第であります。

正に夏本番、皆さまにはご自愛の上、西会津町発展のため、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

○議長 これをもって、平成21年第6回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(14時09分)